

成年年齢が18歳に引き下げられます

4月1日(金)から民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。4月1日時点で18歳、または19歳に達している人はその日から、17歳以下の人は18歳の誕生日から成人となります。

成年に達すると、親の同意なしで契約などができるようになり、未成年取消権を使うことができなくなりす。そのため、契約や買い物をするときは、契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。

また、消費者庁LINE公式アカウント「若者ナビ」では、消費者トラブル防止に向けた情報を配信していますのでご利用ください。



狂犬病予防注射は年1回

生後91日以上の飼い犬は、毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられており、規定に違反した場合は20万円以下の罰金

に処される場合があります。

狂犬病予防注射を市内各所で受けますので、最寄りの会場を受けてください。会場や日程は町内回覧と市ウェブサイトでお知らせし、登録している人には案内はがきを送付します。なお、感染症予防のため、会場ではマスクを着用し、咳や発熱などの症状がある場合は来場をお控えください。

また、狂犬病予防注射を受けたときは、獣医師から「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。

市内巡回注射の実施期間

4月5日(火)～4月26日(火)

市の狂犬病予防注射料金

3200円(注射済票交付手数料550円を含む)

※未登録の場合は右の料金に加えて登録料3000円が必要です。

市外で注射を受けた場合

市外の動物病院などで注射を受けた場合は、獣医師から発行された注射済票を市役所、または各地域局へ提出し、注射済票の交付を受けてください。

環境課 ☎21・0259

犬・猫の飼い主の皆さんへ

犬・猫の飼育マナーに関する苦情や相談が市へ寄せられています。一人一人が飼育マナーを守り、人と動物が住みやすい社会をつくっていきましょう。

犬の飼育マナー

① ペットのふんは持ち帰りましょう
散歩にはビニール袋やティッシュなどを持って出掛けるようにしましょう。ペットのふんは埋めたり、そのまま放置したりせず家に持ち帰りましょう。

② 散歩中はリードを着けましょう
犬の放し飼いやリードを装着しない散歩は周囲の迷惑になるだけでなく、人を噛むなどの事故につながる恐れもあります。また、首輪や引き綱などは定期的に点検し、安全を確認しましょう。

③ ペットのやけどに気を付けましょう
熱くなったアスファルトやマンホールの上を歩くと、肉球がやけどしてしまうことがあります。気温が高い日は、朝や夕方など比較的涼しい時間帯や、快適に歩くことができる散歩コースを選

びましょう。

猫の飼育マナー

① 責任を持って飼いましょう
猫を捨てると野良猫が増加する原因になります。また、犬、猫などを捨てた人は動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)により処罰されます。

② 不妊・去勢手術をしましょう
不妊・去勢手術を行うと、性格が穏やかになり、鳴き声や臭い付け、ケンカなどが減ります。

③ 室内で飼いましょう
飼い方に気を付ければ室内のみでも猫は快適に過ごすことができます。近隣に迷惑をかけるために、外に出さない飼い方も検討しましょう。

④ 飼い主が分かるようにしましょう
飼い主の連絡先を書いた首輪を着けるなど、飼い猫が迷子になったときに、飼い主の元に戻ることができるように工夫しましょう。

環境課 ☎21・0259

